



2021年11月

フェアコンサルティンググループは、世界 17 カ国・29 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。

弊社展開国の中から、東南アジア・インド・オーストラリア各国の情報を本ニュースレターに集約しております。現地の情報収集目的などに是非ご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



インド

1. IR Code 解説 その 1

インドでは、2020年9月までに4つのLabour Codeが成立し、29の労働法の統廃合が実施されました。本稿では、そのうち **The Industrial Relations Code, 2020** について解説します。なお、法律の成立からすでに1年以上経過しておりますが、2021年11月現在IR Codeは未施行の状況でございます。

1. IR Code 概要

2020年9月28日に、3つの労使間の権利義務を調整する労働法を統廃合するThe Industrial Relations Code, 2020(IR Code)が成立しました。IR Codeは以下の3つの法律を統廃合する法律となっておりますが、いずれも日系企業がインドで事業を営む上で重要な法律となっております。そのため、駐在員としては何が変わらず、どの点に変更が生じたのか理解することが重要となります。

IR Codeにより統廃合される法律

- (i) the Trade Unions Act, 1926
- (ii) the Industrial Disputes Act, 1947
- (iii) the Industrial Employment (Standing Orders) Act, 1946

(i) the Trade Unions Act, 1926 は労働組合について、(ii) the Industrial Disputes Act, 1947 は産業紛争について、(iii) the Industrial Employment (Standing Orders) Act, 1946 は工場などに適用される就業規則についてそれぞれ規定する法律となっております。そのため、IR Codeは主に、(a)労働組合、(b)解雇を含む産業紛争および(c)産業施設に適用される就業規則に関する事項を規定します。

2. ワークマン概念の廃止と普通解雇の要件

インドにおいて労働に関連する法律問題を検討するにあたっては、問題となる労働者がワークマン(Workman)に当たるのか否かという点を念頭に置くことが重要でした。ワークマンに該当する場合、特に the Industrial Disputes Act, 1947などで手厚く保護されることから特別な配慮が要求されるためです。しかし、IR Codeでは、これまでインド労働法でたびたび使用されていたワークマンという用語が使用されておらず、代わりにワーカー(Worker)という定義/用語が導入されています。

ワーカーの定義はワークマンの定義と類似しており、経営者的・経営管理者的な立場にある者または賃金が月額1万8千ルピー超えの監督的な立場にある者を除いて幅広く Worker に該当するという形で定義づけられています。

労働法の保護が厚い労働者カテゴリに利用されていたワークマンという用語がワーカーに置き換わったと理解いただければ概ね差し支えないのですが、旧法では1万ルピーとされていた賃金の基準が1万8千ルピーに引き上げられることによって保護対象となる労働者カテゴリの範囲が広がった点については留意が必要です。

また、IR Code においてワーカーを普通解雇(Retrenchment)するためには、当該ワーカーが1年を超えて継続雇用されている場合には、以下の手続きを履践する必要があるものとされています。

- (a) 1カ月前の予告通知またはこれに代わる1カ月分の給与の支払い
- (b) 勤続年数に15日分の平均給与を掛けた補償金の解雇時の支払い
- (c) 適当な政府機関に対する通知の送付

上記要件は旧法において要求されていた要件と同一となっており、解雇手続きそれ自体には変更はありません。なお、大規模産業施設における普通解雇の場合、(a)の通知期間は3ヶ月、(c)上記要件は、通知に代わり政府機関からの承認が必要となるなど要件が加重されています。この点も旧法と同様となっていますが、従前は100名とされていた大規模産業施設の要件が300名に引き上げられており、その意味で使用者にとって有利な法改正となっています。

3 苦情処理委員会

旧法では、50人以上の労働者を雇用する事業所について、苦情処理委員会の設置義務を規定していましたが、IR Code では当該人数要件が引き下げられており、20人以上の労働者を雇用する場合には苦情処理委員会の設置が義務付けられることとされた。苦情処理委員会の設置は使用者にとっては負担となりうるため、この点については使用者にとって不利な法改正であると評価することができます。

フェアコンサルティング グループ

FCG ニュースレター

東南アジア・インド・オーストラリア



FAIR CONSULTING
GROUP

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +61 3 9225 5013

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） y.iwase@faircongrp.com

遠藤 衛（日本国弁護士） m.endo@faircongrp.com

インドネシア

1. 経済法令

税法の調和に関する法律が正式に制定された。

税法の調和に関する法案（RUU HPP）は、2021年10月29日に法律（UU）として制定された。9つの章で構成されるこの法律（HPP法）には、6つの規制範囲、すなわち、一般規定と税務手続き（KUP）、所得税（PPh）、付加価値税（PPN）、自主開示プログラム（PPS）、炭素税、および物品税などが含まれる。2021年11月4日木曜日の税務総局からの書面による声明によれば、「この法律は、正義、簡易性、効率性、法的確実性、便宜性、および国益の原則に基づいて運用される。」とされている。

HPP法の規定のポイントは以下のとおり。

1. 一般規定および税務手続きの範囲

- 主観的および客観的な要件を考慮しながら、個人納税者（WP OP）のために、納税者識別番号（NPWP）として身分証明書番号（NIK）が採用される。
- 納税者自身で確定申告書（SPT）または帳簿の作成をしない場合には、税務調査時に税務署側の参照金利と上昇係数（Uplift Factor）が適用される。
- 納税者の異議申立または上訴に関連する制裁金の引き下げによる公平な制裁金の賦課。
- グローバルな徴税支援の設定。
- 異議申立または上訴のプロセスと同時に相互合意手続き（MAP）を実行するための整備。
- 二国間および多国間協定のパートナー国との課税の分野での合意を実行に移すための政府の権限。
- 納税者に、裁判に至る前までに違法に計上した損失分の税額を税収として納める機会を与えることにより、租税刑法の施行を免れることが出来る権利の付与。

2. 所得税の範囲

- 従業員への現物給付は、雇用主の負担とすることができ、従業員の所得となる。
- 個人事業主の総売上高に対する非課税総売上高の上限は、最大 Rp500,000,000 である。
- 2022年の会計年度から22%の法人所得税率が適用される。
- 個人（OP）の所得税（PPh）に関する最新の所得区分では、6,000万ルピアまでの所得に対して5%、6,000万ルピア超から2億5,000万ルピアまでの所得に対して15%、2億5,000万ルピア超から5億ルピアまでの所得に対して25%の所得税が課される。さらに、5億ルピア超から50億ルピアまでの所得に対して30%、50億ルピアを超える所得に対して35%の所得税が課せられる。

3. 付加価値税の範囲

- VAT の対象とならない商品やサービス（ネガティブリスト）から必需品、教育サービス、医療サービスを排除し、それらを VAT が免除される商品やサービスに移行することで、付加価値税法の改正による価格の上昇から中低所得者を保護する。
- 公平性と目標をより適切に反映するための VAT 免税と関連施設の削減。
- VAT 率の 10%から 11%への引き上げは、2022 年 4 月 1 日に発効し、その後の 12%への引き上げは、2025 年 1 月 1 日までに発効する。
- 特定の課税対象の商品またはサービスにたいしてはファイナルタックスを適用することにより、VAT の簡便性とシンプルさを図る。

4. 自主開示プログラムの方針

- ポリシーI では、対象は、Tax Amnesty (TA) に参加している個人納税者と法人納税者である。資産ベースは、2015 年 12 月 31 日時点の資産のうち、当該年度中に開示されていないものである。申告の際の税率は 11 パーセントとなる。さらに、還流させた外国資産 (LN) と国内資産 (DN) に対しては 8%の税率が適用される。また、国債 (SBN) /天然資源処理部門（下流）の事業活動/再生可能エネルギーに投資されている外国資産および国内資産に対しては 6%の税率が適用される。
- ポリシーII では、対象は個人納税者となる。資産ベースは、2020 年の年次確定申告で報告されていない 2016 年から 2020 年の取得資産。税率は、通常の申告の場合は 18%、還流された外国資産と国内資産の場合で 14%、還流された外国資産と天然資源処理部門（下流）/再生可能エネルギーに関連する SBN /事業活動に投資された国内資産の場合は 12%である。

5. 炭素税の賦課に関する方針

- 炭素税率は、2022 年 4 月 1 日も運用開始される単位にしたがって、石炭火力発電所の関係機関の場合、二酸化炭素換算 (CO2e) 1 キログラムあたり、Rp30 が設定されている。

6. 物品税の範囲

- 電子タバコが物品税の課税の対象となる。
- 物品税の対象となる商品の種類を追加および/または削除する手順を変更した。
- 税収についての損失分の回復を重視した刑事物品税法を施行した。

今後の各政策の実施のタイミングに関して、財務省の Neilmaldrin Noor 氏は、所得税法の変更は 2022 年度から有効になり、VAT 法の改正は 2022 年 4 月 1 日発効、KUP 法の改正は公布の日から発効し、PPS ポリシーは 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで適用され、炭素税は 2022 年 4 月 1 日発効し、改正後の物品税は、公布の日から発効すると伝えた。同氏は、国民の税にかかわる権利義務に影響が出るため、各政策の有効期

間や発効日に細心の注意を払うように国民に促した。

2. 経済ニュース

【1～10月の歳入が18%増加】

11月16日、インドネシアのスリ財務相は1～10月の歳入額が1,510兆ルピア（約12兆円）となり、前年同期比18%増と発表した。11月17日付インベストール・デーリーなどによれば、歳入拡大により、通年の財政赤字の対国内総生産（GDP）比は、当初計画の5.7%から、5.18～5.45%に低下する見通し。1～10月にかけて、関税・物品税が前年同期比26%増の205兆8,000億ルピアとなった。これらを除く税収は15%増の953兆6,000億ルピアとなり、税外収入は25%増の349兆2,000億ルピアで、通年目標である17%を上回った。歳出は0.8%増と微増であったが、財政赤字は28%減の548兆9,000億ルピアに縮小した。新型コロナの経済対策「国家経済復興（PEN）プログラム」の予算実行額は、11月12日時点で483兆9,100億ルピアとなった。予算執行率は65%となった。また保健分野の執行率は60%、社会保障分野は75%だった。中小零細企業・協同組合の支援に関する予算実行額は78兆7,300億ルピアで、執行率は49%にとどまった。

【CO2削減の大統領令と市場整備】

11月15日のロイター通信の報道によれば、インドネシア政府が制定した大統領令にて、CO2取引市場の設置などが規定された。インドネシアでは、二酸化炭素（CO2）排出量の削減が課題となっていた。大統領令では、CO2削減量の成果に応じた支払い制度や、排出量の限度（キャップ）を設定し、余剰分や不足分を売買する「キャップ・アンド・トレード（排出量取引）制度」を国内外で実施することなどを定めた。またCO2排出量の多い産業にCO2の排出量削減に努めることを要請する。また、10月29日付で公布した法律に基づき、政府は炭素税の導入を規定。石炭火力発電所では22年4月1日から、CO2換算で排出量1キログラム当たり30ルピア（約0.2円）を課税される予定である。

【衣料へのセーフガード、11月18日からタイルも対象に】

インドネシア政府は、11月12日から、衣料品とアクセサリーに対する緊急輸入制限（セーフガード）を発動済みだが、11月18日よりそのセーフガードがセラミックタイルに対しても発動される。衣料品とアクセサリーの対象品目は、輸出入統計品目番号（HSコード）ベースで計134品目に渡る。全ての国・地域からの輸入が対象となり、1年目は1着当たり1万9,260～6万3,000ルピア（約154～505円）、2年目は同1万8,297～5万9,850ルピア、3年目は同1万7,382～5万6,858ルピアの関税を課す。頭や首に着用する衣料品・アクセサリー8品目については、122カ国・地域を対象外としたが、日本は対象となっている。セラミックタイルでは、1辺が7センチ以上の陶磁製のタイルや舗装用品、仕上げ用タイル、壁用タイルなど計12品目が対象。

【2022 年の州別最低賃金（UMP）の発表】

インドネシアで2022年に適用される州別最低賃金（UMP）の発表が複数の州で始まった。アニス・バスウェダン知事はこの値をRp 4,453,935,536に設定し、DKIジャカルタは再び最大のUMP値を持つ州となったが、今年の上昇率は0,8548%しか増加しない。以下は、いくつかの知事が提出した2022UMPのリスト。

| | 2022年最低賃金 | 上額 |
|-----------|-------------|----------|
| 北スマトラ | Rp2.522.609 | Rp23.187 |
| 西スマトラ | Rp2.512.539 | Rp28.498 |
| 南スマトラ | Rp3.144.446 | - |
| リアウ | Rp2.938.564 | Rp50.000 |
| リアウ諸島 | Rp3.050.172 | Rp44.712 |
| ジャンビ | Rp2.649.034 | Rp18.872 |
| バンカ・ブリトゥン | Rp3.264.881 | Rp34.859 |
| バンテン | Rp2.501.203 | Rp40.000 |
| ジャカルタ | Rp4.452.724 | Rp37.749 |
| 西ジャワ | Rp1.841.487 | Rp31.135 |
| 中ジャワ | Rp1.813.011 | Rp13.956 |
| ジョクジャカルタ | Rp1.840.951 | Rp75.915 |
| 東ジャワ | Rp1.891.567 | Rp22.790 |
| バリ | Rp2.516.971 | Rp22.971 |
| 南カリマンタン | Rp2.906.473 | Rp29.000 |
| 東カリマンタン | Rp3.014.497 | Rp33.118 |
| 西カリマンタン | Rp2.434.328 | Rp34.629 |
| 中カリマンタン | Rp2.922.516 | Rp19.372 |
| 北カリマンタン | Rp3.016.738 | Rp15.934 |
| 東南スラウェシ | Rp2.710.595 | Rp15.000 |
| 南スラウェシ | Rp3.165.876 | - |
| 北スラウェシ | Rp3.310.723 | - |
| 西スラウェシ | Rp2.678.863 | - |
| ゴロンタロ | Rp2.800.580 | Rp12.000 |
| パプア | Rp3.561.932 | Rp45.232 |
| 西パプア | Rp3.200.000 | Rp65.000 |

3. コロナ関連ニュース

以下、11月22日時点の情報でまとめています。インドネシアへの渡航あるいは日本への帰国などについては、特に最新の情報を入手されますようご注意ください。

■ コロナ感染者数（11月22日時点）

（インドネシア累計）4,253,412人 前日対比 +314人

（ジャカルタ累計）863,456人 前日対比 +37人

■ コロナ死者数（11月21日時点）

（インドネシア累計）143,739人 前日対比 +11人

（ジャカルタ累計）13,593人 前月対比 +20人

■ ワクチン接種（11月21日時点）

ワクチン接種 一回目 134,418,286

ワクチン接種 二回目 89,220,341

■ その他

◇ 政府は、新型コロナウイルスの普及を抑制するため、クリスマスと新年の休暇期間中にインドネシアでコミュニティ活動（PPKM）レベル3の制限の実施を12月24日から1月2日まで実施する予定。

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62-21-570-6215

加藤 寛（日本国公認会計士） hi.kato@faircongrp.com

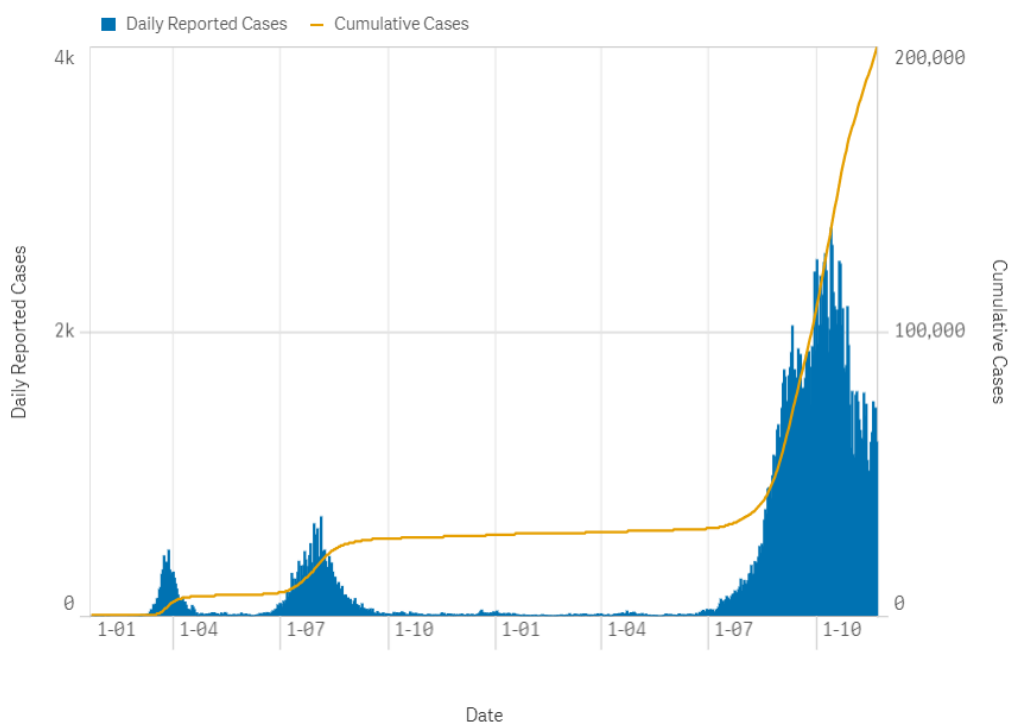
Pahala Alexandra Lumbantoruan（Alex、コンサルタント） alexandra@faircongrp.com

オーストラリア

1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（11月22日時点）で **1,223人** となり、デルタ型変異株の感染拡大を受け7月以降大きく増加していましたが、10月後半以降は減少傾向が見られています。内訳は、VIC州 1,029人、NSW州 180人、ACT 11人などとなっています。

Source: Department of Health, States & Territories Report 22/11/2021



- ビクトリア州ではワクチン接種完了者 90%の達成を見込み、11月18日 23:59 から制限措置が緩和され、州内のほぼ全ての制限が解除されています。
- モリソン首相は、**2021年12月1日より**、ワクチン接種を完了した日本から豪州に渡航する日本国籍者は、**隔離なしで豪州への入国が可能**となる旨を発表しました。豪州入国のための**免除申請 (Exemption) も不要**となります。ただし、**オーストラリアのビザを保有していること**や、特定の区域（NSW州、VIC州、ACT）への入国であること、日本出国前3日以内に実施されたPCR検査の陰性証明提示などの条件があります。

2. Director ID の運用開始

2021 年 11 月より、Director identification number (Director ID) の運用が開始されています。

- Director ID は Director (Director になる予定の者を含む) に付与される 15 ケタの識別番号となります。当 ID は一度取得すれば永遠に記録され、Director としての身元の不正使用を防ぐためのものとなっています。
- オーストラリアの現地法人や支店等において Director として登録されている方は Director ID の取得が必要となります (Secretary の方は不要)。
- Director ID の申請期限は Director 就任日に応じて以下の通りとなっています。

| Director 就任日 | Director ID の申請期限 |
|--------------------------------|----------------------|
| 2021 年 10 月 31 日以前 | 2022 年 11 月 30 日まで |
| 2021 年 11 月 1 日～2022 年 4 月 4 日 | Director 就任から 28 日以内 |
| 2022 年 4 月 5 日以降 | Director 就任までに申請 |

- Director ID の申請方法
 - ① myGovID で Standard または Strong の identity strength をお持ちの方はオンラインで申請が可能です。
 - ② 上記①以外の方でオーストラリア外から申請される場合は通常、書面による申請となります。また、オーストラリア大使館等での日本国パスポート等の原本証明コピー等の取得が必要となります。

※ Director ID の申請に関する各種必要手続については、弊社にてサポートさせていただきます。

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治 (豪州公認会計士) sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司 (日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニューージーランド国勅許会計士)

hi.torii@faircongrp.com

シンガポール

1. 政府補助金ポータルサイトについて

シンガポール政府は、企業が複数の政府機関や関連するウェブサイトアクセスする手間を省き、企業のニーズに応じた補助金の申請を容易にするため、政府補助金のポータルサイト（BGP: Business Grants Portal）を提供しています。BGP は、企業に対する政府補助金を一元的に集約・管理することを目的としており、企業はニーズやセクターに応じて該当する補助金の把握や申請、さらには管理や追跡まで行うことが可能です。

手順はシンプルで、以下のステップで行います。

| | |
|--------|-------------------------------|
| Step 1 | 事業に関連する補助金の特定 |
| Step 2 | Corppass account の登録 |
| Step 3 | 企業情報の登録 |
| Step 4 | 補助金の申請と審査 |
| Step 5 | Letter of Offer の発行・承認と補助金の請求 |

シンガポールの補助金には、株主の 30%はローカル資本を必要とする等、外資 100%では要件を満たさないものも多くありますが、中には外資 100%でも申請可能なものもあります。BGP のウェブサイトでは、上記 Step 1 の関連する補助金の特定をサポートするための「e-Adviser for Government Assistance」も提供されており、この機能では、企業が検討しているビジネスニーズや資本構成等を入力することで、申請可能な補助金やプログラム、優遇税制の一覧を取得することが可能です。

例えば、シンガポールからの海外展開を検討し、かつ、外資 100%の場合には、以下のような制度が該当します。

- ◆【優遇税制】 Double Tax Deduction for Internationalisation (DTDi)
- ◆【優遇税制】 Major Exporters' Scheme (MES)
- ◆【プログラム】 APEC Cross Border Privacy Rules (CBPR) System

シンガポールは東南アジアにおけるビジネスの中心としての地位を維持するため、企業を様々な観点からサポートしています。自社で利用可能な補助金を把握することも、シンガポールにおけるビジネスをより効果的に行う手段の一つですので、積極的に制度を理解していくことが望ましいと考えられます。

フェアコンサルティング グループ

FCG ニュースレター

東南アジア・インド・オーストラリア



FAIR CONSULTING
GROUP

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄 (日本国公認会計士/公認内部監査人) ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉 (日本国公認会計士) ju.ito@faircongrp.com



1. 中小企業との取引に関する与信設定ガイドラインの公表

タイ取引競争委員会（Office of Trade Competition Commission）は 2017 年取引競争法（Trade Competition Act B.E.2560）の下位にあたるガイドラインとして 2021 年 5 月 24 日に「中小企業との物品およびサービス取引にかかる与信期間設定に関するガイドライン」を公表しました。当該ガイドラインは 2021 年 6 月 18 日に官報公表されており、施行開始日は官報公表翌日から 180 日後である、2021 年 12 月 16 日となります。

当ガイドラインの要旨は以下となります。

①当ガイドラインの中小企業の定義

製造業者のうち、200 人を超えない従業員を雇用する、又は、年間の総売上高が 5 億バーツを超えない会社
サービス、卸売、小売業者のうち、100 人を超えない従業員を雇用する、又は、年間の総売上高が 3 億バーツを超えない会社

②当ガイドラインの定める与信期間について

上記に該当する中小企業と取引を行う場合、一般的な卸/小売り、製造もしくはサービス業者が相手方である場合には与信期間は 45 日を超えないものとする。

もし、中小企業である卸/小売り、製造もしくはサービス業者のうち、農産物、農産物の単純な加工業者と取引を行う場合、与信期間は 30 日を超えないものとする。

ただし、合理的な理由、事業、市場、経済的な慣行がある場合、上記する与信期間と異なる設定も許容される。

③罰則について

当ガイドラインは 2017 年取引競争法に関するガイドラインであり、罰則規定は取引競争法に定めに従うと考えられます。

（タイ取引競争委員会公表）

<https://otcc.or.th/wp-content/uploads/2021/06/%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A8-Credit-Term.pdf>

（タイ 2017 年取引競争法）

https://otcc.or.th/wp-content/uploads/2020/02/TRADE-COMPETITION-ACT-B.E.-2560-EN-article_20190221100346.pdf

2. 労働省による中小企業の雇用維持に関する補助制度について

タイ労働省は Covid-19 の影響を受けている中小企業に対して、雇用維持のための補助金制度を開始しております。当該制度の概要は以下の通り。

①補助対象の中小企業

2021年10月16日時点において、社会保険登録（Section33）を行っている雇用者であり、全ての事業所/支店を合わせた被雇用者数が200人を超えない雇用者のうち、2021年11月から2022年1月までの間に95%の従業員数の維持を行う雇用者。

②補助金額

社会保険登録を行っている従業員1名あたり、月3,000バーツの補助金を、2021年11月から2022年1月までの3か月間支給する。

③登録の受付

2021年11月20日までに労働省のWebページにて登録受付を行う。

(タイ労働省制度説明サイト)

https://www.doe.go.th/prd/main/custom/param/site/1/cat/40/sub/0/pull/detail/view/detail/object_id/2066

(タイ労働省登録受付サイト)

<https://xn--12clbad8h3bflc6ebi5bbb9ecc5a0bzsna0pf1b.doe.go.th/>

3. 情報交換規定に関する歳入法改正

タイ国官報において、2021年11月8日付で歳入法改正に関する法令 No.54 仏歴 2564 が公表され即日施行されました。当該法令の内容は以下となります。

歳入法 Section10 Ter に以下の趣旨の条項を追加する。

歳入局長官あるいは歳入局長官により権限を委譲された担当官は、タイ国との間で租税協定、あるいは条約を有する他国の所轄官庁から情報を交換する権限を有する。

また、歳入局長官あるいは歳入局長官により権限を委譲された担当官は、その公的な租税徴収活動で得られる情報を、タイ国との間で租税協定、あるいは条約を有する他国の所轄官庁に対して提供しなければならない。

当該情報交換の目的は、国際的な租税回避行為の排除に資するものである。

この情報交換規定の追加は、タイが参加している BEPS 行動計画の包括的枠組みへの対応を進めるものであると考えられます。

(2021年11月8日付タイ官報公表)

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/A/073/T_0090.PDF

Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : +61 3 9225 5013

子田 俊之 (日本国公認会計士) to.kota@faircongrp.com



1. 2021 年フィリピンの状況

隔離措置については以下の取り扱いが定められている。

11 月 22 日から 30 日まで、マニラ首都圏（NCR）は新警戒レベル・システムのレベル 2 に指定された。

| | |
|-----------------------|---|
| 強化されたコミュニティ隔離措置 | ECQ : Enhanced Community Quarantine |
| 修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置 | MECQ : Modified Enhanced Community Quarantine |
| 一般的なコミュニティ隔離措置 | GCQ : General Community Quarantine |
| 新警戒レベル・システム | 高 警戒レベル 5 |
| | ↑ 警戒レベル 4 |
| | 警戒レベル 3 |
| | 警戒レベル 2 |
| | 低 警戒レベル 1 |
| 修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置 | MGCQ : Modified General Community Quarantine |

フィリピン保健省は 10 月 5 日、約 2 ヶ月ぶりに新規コロナ感染者が 1 万人を割ったと発表した。マニラ首都圏でのコロナワクチン接種率は約 70%を超え、11 月からは未成年者へのワクチン接種も開始される予定となっている。しかし、フィリピン全体ではワクチン接種完了率は 30%にも満たない。ワクチン接種率が向上しなければ経済封鎖解除が伸びるだけであり、ドゥテルテ大統領からは自治体職員に対して、コロナウイルスワクチンの接種拡大に協力しない場合はクビになる可能性があると言するなど大統領自身は苛立ちを隠せない。

明るいニュースもある。外出制限が緩和され、約 1 年半ぶりに映画館が再開するなど、街中の活気も徐々にコロナ禍以前に戻ってきたように見受けられる。マニラ湾の沿岸に整備された人口ビーチには 10 万人ほどの市民が殺到し話題になった。コロナウイルス対策の一環で実施されていた外出制限が緩和され、そのストレスを解消するかのよう密集具合であった。ただ、ビーチでの滞在時間を 5 分間とするなど感染対策には気を遣っている様子であった。現状は国内旅行でさえも満足にできないため、短時間とはいえ少しでも休暇気分を味わえるのであれば今の状況下では貴重な場所なのかもしれない。

フィリピン教育省は、対面での授業を再開する方針を発表した。マニラ日本人学校では、オンライン授業を継続しつつ、対面授業への移行時期を検討している。ワクチン接種が進みコロナが収束に向かえば、フィリピン経済にも明るい兆しが見えそうだが、フィリピン経営者連盟（Employment Confederation of the Philippines: ECOP）によると、中小零細企業の 150 万社が、「13 か月給与」の支給が困難な状況にあると発表している。13 か月給与とは社員に対して月給とは別に 1 ヶ月分の月給を 12 月 24 日までに支給する一時金であり、フィリピンではクリスマスボーナスのような存在である。フィリピンでは 12 月にクリスマスによる出費がかさむため、この 13 か月給与を当てにして大きな買い物をする人も多い。

10月に入り、2022年5月に控えた大統領選への関心が高まっている。注目が集まるドゥテルテ現大統領の娘であるダバオ市長サラ氏が代理立候補制度を通じて立候補する可能性もあると報道されている。フィリピンに滞在する外国人の政治活動への参加、大衆運動や抗議活動への参加は入国管理法で禁じられており、永住ビザ保有者であっても、フィリピン国民と同様の政治的権利は与えられていないため、政治活動は認められていない。最新の動向に注目しつつ、安全な生活を心がけていただきたい。

2. 10月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

| 発行日 | 発行元 | 通達番号 | 内容 |
|--------|-----|---------|---|
| 10月17日 | 移民局 | プレスリリース | 「グリーン」国/地域/管轄区域からであっても、外国人観光客のフィリピンへの入国は許可しないと発表。「グリーン」または、「イエロー」国/地域/管轄区域からのフィリピン人および有効なビザを保有している外国人の入国は認められる。 |

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen. Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63-2-8832-5408

杉山 陽祐 (米国公認会計士・米国税理士) yo.sugiyama@faircongrp.com

渡邊 悠 ha.watanabe@faircongrp.com

★ ベトナム

1. 電子インボイスについて

2021年9月17日付で通達 Circular No.78/2021/TT-BTC で、電子インボイス導入ガイドラインが発表されました。通達の概要は以下のとおりです。

1. 電子インボイス強制適用開始時期

電子インボイス強制適用開始時期は、2022年7月1日とされています。電子インボイス導入に必要なITインフラの整備が出来ていない、個人または家族により経営される事業者は導入時期を最高12ヵ月延期可能とされています。

2. 電子インボイスの種類

以下の6種類の電子インボイスがあります。

- a) VAT インボイス（申告納付方式が控除方式の場合に使用。控除方式の納付税額 = 売上 VAT - 仕入 VAT（控除可能なもの））
- b) 販売インボイス（申告納付方式が帳簿方式の場合に使用。帳簿方式の納付税額 = 売上 × 税率）
- c) 公共物（Public property）販売インボイス
- d) 国家備蓄品（National reserve goods）販売インボイス
- e) 別名称が使用されているが電子インボイスと同様の内容が含まれる電子スタンプ、電子チケット、電子カード、電子書類
- f) 電子配達記録

3. 税務当局による認証コードの有無

以下に該当する場合、税務当局による認証コードが付された電子インボイスを使用する必要があります。

- a) 税務当局により税務リスクが高いとみなした企業
- b) ショッピングモール
- c) スーパーマーケット
- d) 食料品販売
- e) ホテル
- f) 薬局
- g) 娯楽施設
- h) アウトレットストア

上記 b~h の業種はリアルタイムで税務当局にデータを送付する必要があり、以下の6つの機能を持つPOSシステムの導入が求められます。

①請求書の発行、②販売取引記録、③インボイス印刷、④取引記録検索、⑤取引報告、⑥税務当局システム連携

上記 a~h に該当しない場合は、税務当局による認証コードが付されていない電子インボイスの導入が可能です。

4. 税務当局による認証コードが付された電子インボイスの内容に誤りがあった場合の対処方法

税務当局による認証コードが付された電子インボイスの内容に誤りがあった場合の対処方法は以下のとおりです。

| 誤りの種類 | 当局への対処方法 |
|---------------------------------------|--|
| 新しい税務当局による認証コードが付された電子インボイスの再発行が必要な場合 | 当局に通知（Decree No. 123/2020 / ND-CP で指定のフォーム No 4/SS-HDDT を使用） |
| 売買取引キャンセルに伴う、インボイスのキャンセルが必要な場合 | 当局に通知（Decree No. 123/2020 / ND-CP で指定のフォーム No 4/SS-HDDT を使用） |

5. 電子インボイスサービスプロバイダー要件

電子インボイスサービスプロバイダー企業に対する要件は以下のとおりです。

- ベトナムの法令に従って設立された企業でかつ、5 年以上 IT 事業を行っていること。
- 電子インボイスサービス内容を自社のウェブサイトに公開していること。
- 銀行に 50 億 VND の預け金があること、または電子インボイスサービスによって発生し得るリスク管理や損害補償に対する銀行保証があること。
- IT 専攻の学士号を持つ従業員を 20 人以上雇用していること。
- IT インフラ、設備、ソフトウェアシステム要件を満たしていること。（例：データセンターから 20km 圏内にバックアップセンターを設置し、データセンターでの問題発生時に適切に対処できること。）
- 税務総局に申請登録していること。

電子インボイスの取扱いは従前の紙のインボイスとは異なる点が多くあります。専門的な判断が必要な場合がありますので不明な点がございましたら専門家のアドバイスを仰ぐことをお勧めします。

Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To St, Hoan Kiem Dist., Hanoi

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔 (日本国公認会計士) da.ishii@faircongrp.com

■ Ho Chi Minh Office

Room 902, 9th Floor, HD Tower, 25 Bis Nguyen Thi Minh Khai St, Ben Nghe Ward, District 1,
Ho Chi Minh City

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美 (豪州公認会計士) hi.fujiwara@faircongrp.com

草野 航平 ko.kusano@faircongrp.com

 マレーシア

1. 2022 年度 マレーシアの税制改正案

2021 年 10 月 29 日に 2022 年のマレーシアの予算案が発表されました。予算案によると、歳出は 3,321 億リンギット（以下、「RM」）となっており、歳入は 2,340 億 RM を見込んでいます。2021 年の財政赤字の見込は 6.5%（対 GDP 比）となりますが、2022 年の財政赤字を 6.0%と予測としています。また、2022 年の GDP 成長率を 5.5～6.5%と予測しています。

予算案では、以下の 3 つのゴールを目指して 10 の戦略を掲げています。

| | | |
|---------------|--|-----------------------------------|
| 1. 国民の幸福 | ① 生活と福祉の回復 ② 人種、宗教、年齢、性別、出身地を問わない支援 | ③ より良い生活環境の構築 |
| 2. 事業の早期回復 | ④ ビジネスの機能回復 ⑤ 戦略的投資の促進 | ⑥ ターゲットセクターの回復 |
| 3. 豊かで持続可能な経済 | ⑦ 持続可能な社会への取り組み ⑧ 経済格差の是正 | ⑨ 財政の強化と持続可能性の確保 ⑩ 公共サービスの提供支援 |

今回はその予算案に関して、日系企業に関連性が高いと考えられる税制改正の内容について解説します。なお、本資料は 2021 年 11 月 16 日時点の情報に基づいて作成しています。

1. 法人税 (CORPORATE TAX)

1.1. 富裕税 (CUKAI MAKMUR) の課税

コロナ禍において高収益を生み出す中小法人以外の企業に対して、1 回限りの特別税を課することが提案されています。課税所得のうち、1 億 RM を超える所得に対して 33%の税率が適用されることになります。

| 課税所得(RM) | 法人税率 |
|-----------|-------------------|
| 1 億 RM 以下 | 24% |
| 1 億 RM 超 | 33% (2022 賦課年度のみ) |

なお、中小法人とは、以下の全ての要件を満たす法人となります。

- 払込資本金が 250 万 RM 以下の法人
- 払込資本金が 250 万 RM 超の法人と親子・兄弟関係にないこと

- 年間売上が 5,000 万 RM 以下の法人
上記の制度は、2022 賦課年度（2022 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに終了する事業年度）において適用されます。

1.2. 繰越欠損金の期限延長

2019 年の税制改正により、欠損金の繰越期限が無期限から 7 賦課年度までに制限されることになりました。今回、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けた法人の事業回復を支援するため、繰越制限を 10 年間に延長することが提案されています。

| 欠損金等の種類 | 対象年度 | 繰越期間 |
|--------------|--------------------|---------------|
| 未使用の税務上の事業損失 | 2018 賦課年度以前に生じた欠損金 | 2028 賦課年度まで |
| | 2019 賦課年度以降に生じた欠損金 | 10 年の連続する賦課年度 |

上記の改正は、2019 賦課年度から適用されます。

1.3. 予定納税額の変更時期の特例

新型コロナウイルスの感染拡大による経済環境の変化を踏まえ、法人税の予定納税額の変更を賦課年度の 11 か月目に認めることが提案されています。

| 現行 | 2022 年 10 月 31 日までの賦課年度 |
|---|---------------------------------------|
| 賦課年度の <u>6 か月目</u> と <u>9 か月目</u> に予定納税額の変更を行うことが可能 | 賦課年度の <u>11 か月目</u> に予定納税額の変更を行うことが可能 |

上記の特例は、2021 賦課年度及び 2022 年 10 月 31 日までに終了する賦課年度が対象となります。

2. 国際税務 (INTERNATIONAL TAX)

2.1. 国外源泉所得に対する課税

国外源泉所得（マレーシア国外で生じた所得）に対しては、投資促進の観点から課税の対象外とされてきましたが、国外源泉所得のうち、マレーシアに送金されるものについては課税対象とされることが提案されています。

| 所得の種類 | 現行 | 2022年1月1日以降 |
|---------------------------|-------|---|
| 国内源泉所得 (マレーシア国内で生じた所得) | 課税対象 | 課税対象 |
| 国外源泉所得 (マレーシア国外で生じた所得) | 課税対象外 | <ul style="list-style-type: none"> マレーシア国内で受け取ったものは課税対象 経過措置として、2022年1月1日～6月30日までに受け取った分については3%の軽減税率が適用されます |

上記の改正は、2022年1月1日から適用されます。

3. 優遇税制 (INVESTMENT INCENTIVES)

3.1. デジタルエコシステムに関する優遇措置

デジタルエコシステムの開発を支援するため、デジタルエコシステム加速スキーム (DESAC) に基づく活動に対する優遇税制の創設が提案されています。

| 優遇税制の内容 | |
|--|-------------------------|
| 以下の①、②の対象者に対する優遇税制が提案されています。 | |
| ① デジタルテクノロジープロバイダー | |
| <u>優遇措置</u> | |
| 新設法人 | 10年間にわたって0%～10%の法人税率が適用 |
| 既存法人 | 10年間にわたって10%の法人税率が適用 |
| ② デジタルインフラプロバイダー | |
| <u>優遇措置</u> | |
| 10年間にわたって、適格活動のための資本的支出に対して100%の投資税額控除 (ITA) の適用を受けることができます。なお、法定所得の100%まで控除が認められます。 | |
| ③ 申請期間 | |
| 2021年10月30日から2025年12月31日までにMIDA (マレーシア投資開発庁) が受理した申請が対象とされます。 | |

3.2. 再投資控除（Reinvestment Allowance、RA）の延長

新型コロナウイルスの感染拡大からの景気回復を目的として、RAの適用期限を2年間延長することが提案されています。

| 現行 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 製造業及び特定の農業活動を対象に、拡張、近代化、自動化、多様化を目的として、適格資本的支出に対する60%の再投資控除が15年間にわたって認められます。なお、控除限度額は70%または100%となります。● 15年間の再投資控除の適用期間が終了した企業に対して、2016～2018 賦課年度までの3年間、特別再投資控除が認められました。● コロナ禍における経済政策（PENJANA）により、15年間の再投資控除及び3年間の特別再投資控除の適用期間が終了した企業に対して、2020～2022 賦課年度までの3年間、追加の特別再投資控除が認められています。 |
| 改正後 |
| <ul style="list-style-type: none">● 15年間の再投資控除及び特別再投資控除の適用期間が終了した企業に対して、2023～2024 賦課年度までの2年間、特別再投資控除を延長することが提案されています。● 2020～2024 賦課年度までに発生した再投資控除については、未使用分を2031 賦課年度まで繰越可能とされています。 |

3.3. 改修・改装工事費用の損金算入

企業の資金繰りを支援し、事業所の設備投資を促進するため、下表の提案がされています。

| 現行 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● コロナ禍における景気刺激策として、事業所の改修・改装を行った企業は、2020年3月1日から2021年12月31日までに発生した適格工事費用を税務上の損金とすることができます。● 上限はRM300,000であり、キャピタルアローワンスの適用可能な資産については適用されません。 |
| 改正後 |
| <ul style="list-style-type: none">● 事業所の改修・改装工事を行った企業に対する優遇措置の適用期限を1年間延長して、2022年12月31日までに発生した適格工事費用を対象にすることが提案されています。 |

3.4. グリーンテクノロジーに関するインセンティブの拡充

再生可能エネルギーへの投資を促進し、持続可能な開発目標（SDGs）2030 を推進するため、現行制度の見直しが下表のとおり提案されています。

| 現行 |
|--|
| <p>① グリーン投資税額控除（Green Investment Tax Allowance、GITA）</p> <p>グリーン事業から生じた適格資本支出に対する 100%の投資税額控除が認められています。控除限度額は法定所得の 70%。</p> <p>② グリーン所得税免除（Green Income Tax Exemption、GITE）</p> <ul style="list-style-type: none">● 適格グリーンサービス活動から生じた法定所得の 70%の免税が認められています。● Sustainable Energy Development Authority (SEDA) が認可したソーラー発電機のリース会社に対して、10 年間にわたって法定所得の 70%の免税が認められています。 <p>③ 申請期間</p> <p>2023 年 12 月 31 日までに MIDA が受理した申請が対象とされます。</p> |
| 改正後 |
| <p>グリーン資産及びグリーンサービスの適格範囲を拡大して、雨水貯留システム（Rainwater Harvesting System、RHS）プロジェクトを含めることが提案されています。</p> <p>① グリーン投資税額控除（GITA）</p> <p>RHS 活動のための適格資本的支出に対する 100%の投資税額控除が認められます。控除限度額は法定所得の 70%。</p> <p>② グリーン所得税免除（GITE）</p> <p>適格 RHS 活動から生じた法定所得の 70%の免税が認められます。</p> <p>③ 申請期間</p> <p>2022 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までに MIDA が受理した申請が対象とされます。</p> |

3.5. 電気自動車に関する優遇措置

低炭素モビリティブループリント、EV ロードマップ、国家自動車政策 2020 に従って、マレーシアの EV 産業の成長を支援し、国内需要を促進するため、乗用車（SUV, MPV を含む）を含む EV に関する優遇措置が以下のように提案されています。

| 対象 | 優遇措置 | 適用期間 |
|------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 国内で組み立てられる EV 部品 | 輸入関税の全額免除 | 2022 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日 |
| 国内でノックダウン生産される EV | 物品税、売上税の全額免除 | |
| 国内に輸入される EV | 輸入関税、物品税の全額免除 | 2022 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日 |
| EV 充電設備の設置、レンタル、購入、利用料 | 最大 RM2,500 までの個人に対する所得控除の適用が可能 | 2022, 2023 賦課年度 |

3.6. 乗用車に係る売上税の免除

自動車セクターを継続的に推進するため、2021 年 12 月 31 日に期限を迎える下記の売上税の免除措置を 6 か月間延長して、2022 年 6 月 30 日までとすることが提案されています。

- 国内でノックダウン生産される乗用車に対する売上税の 100%免除
- 輸入車に対する売上税の 50%免除

4. 間接税 (INDIRECT TAX)

4.1. 自主開示プログラム

納税者の自発的な申告を促すため、過去の関税や売上税、サービス税 (SST) の申告もれ等に対するペナルティを軽減するプログラムが提案されています。過去の税金の無申告、過少申告に対するペナルティを軽減することで、納税者が適正に申告を行うモチベーションを高めて、マレーシアの発展に必要な税収を確保することを目的としています。

なお、SST の納付遅延に係るペナルティ料率は、遅延期間に応じて納税額の 10%～40%となります。

| | 軽減措置の内容 |
|--------|----------------|
| フェーズ 1 | ペナルティの 100%を免除 |
| フェーズ 2 | ペナルティの 50%を免除 |

5. 個人所得税 (INDIVIDUAL TAX)

5.1. 医療費控除の拡充

新型コロナウイルスの感染拡大に対する措置として、下表の医療費控除の拡充が提案されています。

| 現行 | 改正後 |
|---|--|
| <p>① 納税者本人、配偶者及び子供に対する重い病気または不妊治療に係る医療費に対する所得控除として、最大 RM8,000 の控除が認められています</p> <p>② RM1,000 を上限とする健康診断費用に対する所得控除が認められています。</p> <p>③ RM1,000 を上限とするワクチン接種費用に対する所得控除が認められています。</p> <p>※①、②、③を合わせて RM8,000 が限度となります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 2021 賦課年度から、健康診断費用の範囲が追加され、医療機関による新型コロナウイルスの検査費用、自己検査キットの購入費用を含めることが提案されています。 ● 2022 賦課年度から、新型コロナウイルスの感染拡大によるメンタルヘルスに関連する診断費用や相談料（登録精神科医、登録臨床心理士、登録カウンセラーによって行われるもの）を対象に加えることが提案されています。 |

5.2. 所得控除の適用期限の延長

以下の所得控除の見直しが提案されています。

| | 所得控除の種類 | 控除額(RM) | 適用期限 |
|---|--|---------|--------------------|
| ① | 国内観光関連支出に対する控除 | 1,000 | 2022 年 12 月 31 日まで |
| ② | チャイルドケアセンター及び幼稚園への授業料 | 3,000 | 2023 年 12 月 31 日まで |
| ③ | 追加のライフスタイル控除（以下の購入費用が対象） • コンピュータ、スマートフォン、タブレット | 2,500 | 2022 年 12 月 31 日まで |

Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,

50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

青木 貴宣 (日本国税理士) ta.aoki@faircongrp.com

松本 健太郎 (日本国公認会計士) ke.matsumoto@faircongrp.com

本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

グローバル RM 部 金井 暁子 grm@faircongrp.com

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オーストラリア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター東南アジア・インド・オーストラリア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター東南アジア・インド・オーストラリア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。